

凍結【受精卵（胚）・卵子・精子】保存延長申請・同意書

*胚・卵子・精子のいずれかに必ず○印を記入下さい

- ① 凍結物の保存期限は凍結した日の 1年後の月末日となります。
- ② 保存期限が経過後、12カ月以内にご来院いただき、次回移植の治療計画が立てられる方は保険にて更新が可能です。※この治療計画は治療計画作成から 1カ月以内に移植が可能であること。治療計画が立てられない方は自費の更新になります。
- ③ 更新手続は保険の更新は窓口のみ（診察あり）、自費の更新は窓口又は郵送で受け付けます。
- ④ 保存期限から 12カ月経過し、治療計画が立てられない場合、もしくは自費での更新がされない場合、お預かりしている受精卵・卵子・精子を廃棄いたします。
- ⑤ 住所・氏名・電話番号・メールアドレス、その他の連絡先を変更された場合には、すみやかに当院へご連絡ください。ご連絡がない場合、当院が発送した通知類は、発送日から1週間を経過したときに、お手元に届いたものとみなします。
- ⑥ 廃棄を希望される場合は、凍結受精卵（胚）・卵子・精子 廃棄申請・同意書の提出が必要です。
- ⑦ ご夫婦の離婚・配偶者の死亡・女性の生殖年齢を超えた場合（当院の基準は50歳です）は廃棄となります。

凍結期限は下記のとおりです。

20 年 月 日医療法人社団 雙葉会 はなおかIVF クリニック品川
院長 花岡 嘉奈子 殿夫婦ともに上記について十分に理解し、納得し、同意致しましたので、
下記の如く署名します。同意日： 年 月 日本人（妻） 診察券番号 氏名： （自筆）住所：〒 配偶者（夫） 診察券番号 氏名： （自筆）住所：〒 （同上でも可）